

社会福祉法人 中部少年学院後援会会則

第1条 (組織・名称)

本会は、社会福祉法人中部少年学院後援会と称し、事務局は中部少年学院<設置場所:山口県下関市彦島角倉町三丁目6番17号(以下、「学院」という)>内におく。

第2条 (目的)

本会は、学院の充実発展と健全な院風の作興に必要な援助を、物心両面より行うことを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.学院の管理運営に必要と認められる助成
- 2.院生の福利厚生に必要な助成
- 3.会報の発行
- 4.その他本会の目的達成のために必要と認められる事業

第4条 (会員)

本会は、次の会員をもって構成する。

1. 一般会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者
2. 法人(団体)会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納入した法人又は団体
3. 賛助会員 篤志寄付をした法人又は個人

第5条 (役員及び選出)

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名 会長、副会長は互選により選出する
3. 理事 若干名 後援会会員の中から選任する
4. 会計 1名 会長が委嘱する
5. 会計監査 1名 会長が会員の中から指名する

第6条 (役員の任務)

本会役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 理事は会長の命を受けて会務を分掌する
4. 会計は本会の庶務及び会計を処理する
5. 会計監査は本会の会計を監査する

第7条 (名誉会長、顧問及び参与)

本会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

1. 名誉会長、顧問及び参与は会長が委嘱する
2. 顧問はこの会の運営について会長の諮問に応じる
3. 参与は会務に参与する

第8条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、会長と副会長の協議により補充することができる。この場合の任期は前任者残存期間とする。

第9条 (会議)

本会の会議は次のとおり会長が招集する。

1. 総会 毎年1回開催し、会務の報告、予算、決算、事業計画の役員を選出、会則の改廃、その他重要事項を審議決定する。ただし、役員会をもって総会にかえることができる。
2. 役員会 必要に応じて、会長が招集し、諸般の協議採決を行う。

1. 一般会員 年額1口 1,000円
2. 法人(団体)会員 年額1口 10,000円
3. 賛助会員
4. 納入方法 郵便振込か事務局へ持参

第10条 (会費及び納入方法)

本会の会費は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------------|---------|
| 1. 一般会員 | 年額1口 | 1,000円 |
| 2. 法人(団体)会員 | 年額1口 | 10,000円 |
| 3. 賛助会員 | | |
| 4. 納入方法 | 郵便振込か事務局へ持参 | |

第11条 (経費)

本会の会費は、会費及び寄付金、その他の雑収入をもって充当する。

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(付 則)

1. 会長は役員会に図って、本会の運営に必要な細則を定めることができる。
2. 理事会及び施設長は参与として会議に加わることができる。
3. この会則は、平成6年11月10日から施行する。
4. この会則は、平成20年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成22年6月25日から施行する。
6. 本会設立年月日は、平成6年12月1日とする。

第11条 (経費)

本会の会費は、会費及び寄付金、その他の雑収入をもって充当する。

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(付 則)

1. 会長は役員会に図って、本会の運営に必要な細則を定めることができる。
2. 理事会及び施設長は参与として会議に加わることができる。
3. この会則は、平成6年11月10日から施行する。
4. この会則は、平成20年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成22年6月25日から施行する。
6. 本会設立年月日は、平成6年12月1日とする。